

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和8年1月30日

国家公安委員会
経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

東京都港区六本木3-2-1
住友不動産六本木グランドタワー24F
株式会社 Waitinglist
代表取締役 キム ホンソン

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動の目標

ポーカーは、娯楽を超える頭脳スポーツとしての側面を持ち、海外では定期的に大規模な大会が開催される等、今後も競技人口の増加と市場の拡大が見込まれる業界である。

当社は、①アミューズメントポーカーを遊技したいプレイヤー（以下「プレイヤー」という。）向けに専門のポータルサイト及びアプリケーション（以下「本件アプリ」という。）を、②アミューズメントポーカーを遊技することができる、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第5号の営業（以下「5号営業」という。）許可を受けた店舗（以下「ポーカー店舗」という。）向けに、店舗管理システム（以下「本件システム」という。）を、提供及び運営する事業者である。

プレイヤーは、本件アプリを利用することで、ポーカー店舗の位置情報や空席情報等の最新の店舗情報（以下「店舗情報」という。）を確認することが可能となり、利便よくアミューズメントポーカーを楽しむことができる。

今般、本件アプリの機能として、下記3.に記載するとおり、ポーカーチップの預入れ数（以下「預入チップ数」という。）の表示機能（以下「本件機能」という。）の実装を検討している。

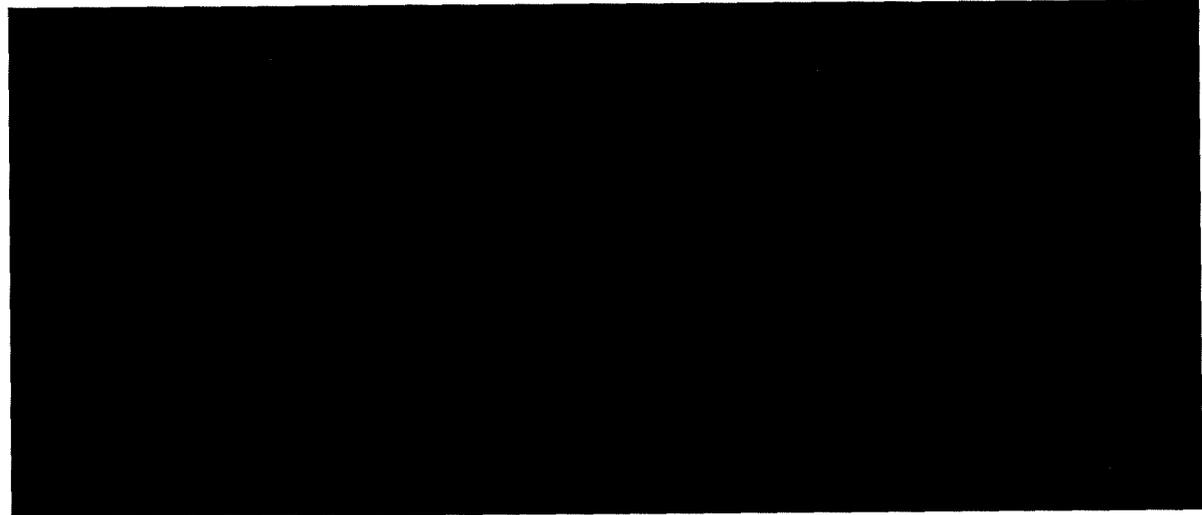
これにより、プレイヤーの更なる利便性の向上を図り、ひいてはプレイヤーの更なる増加と市場の拡大を目指したいと考えている。

なお、当社は、ポーカー店舗の運営事業は実施しないものとする。

2. 新事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。



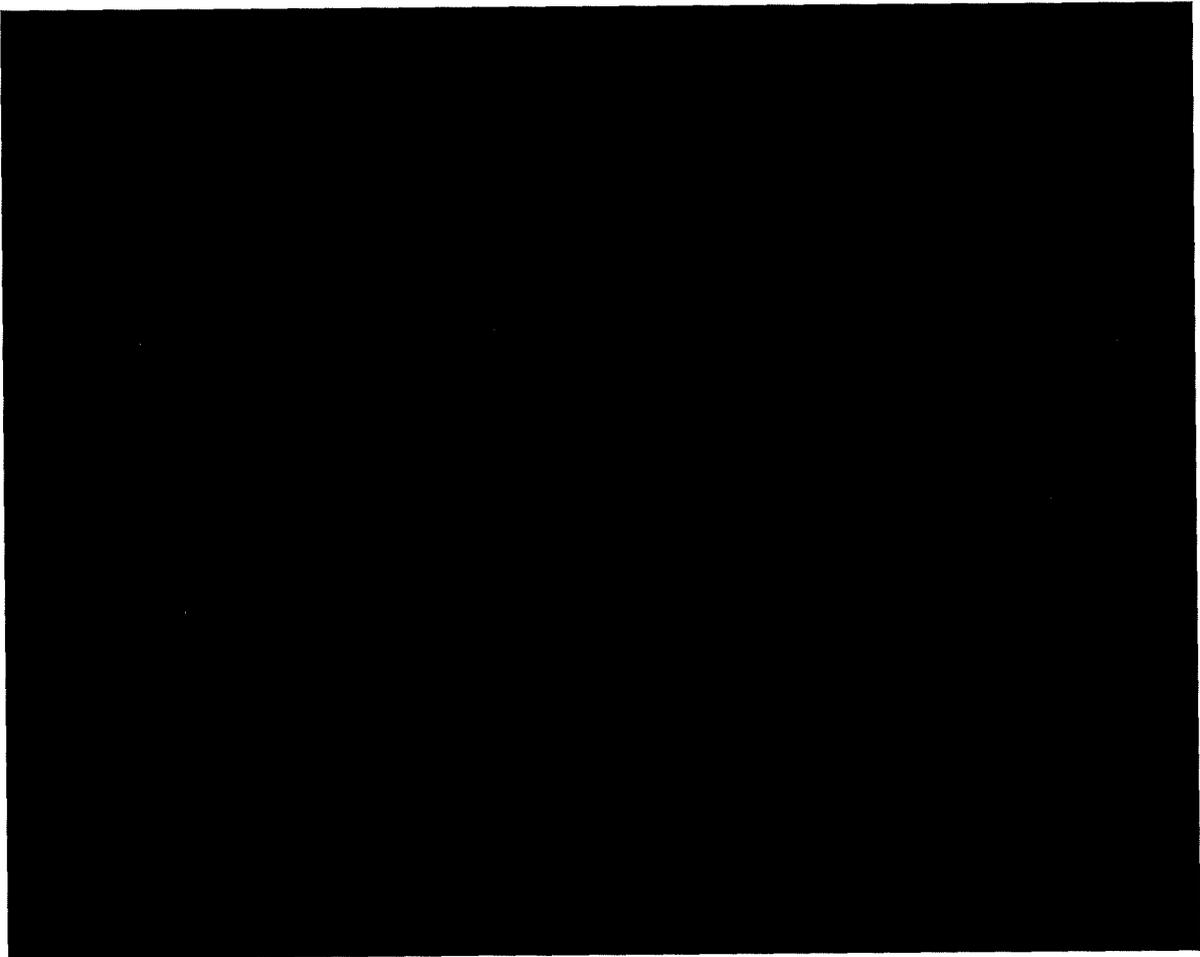


3. 新事業活動の内容

(1) 事業実施主体

本件機能提供事業者：当社
本件機能利用者：プレイヤー

(2) 事業概要



③ 今般、本件アプリの機能として、新しく追加を検討している本件機能の詳細は、以下のとおりである。

- (i) プレイヤーは、加盟店舗ごとに、遊技記録（預入チップ数の記録を含むが、仕様上、自由な内容の記録が可能である。）を記入することができる（当該記録を表示する本件アプリ内の画面を、以下「記録画面」という。）。
- (ii) 本件機能は、プレイヤーの備忘の目的にのみ提供されるものであり、プレイヤーは、一度記入した記録画面内の遊技記録をいつでも自由に編集することができる（実際の結果とは異なる情報を記録することも可能とする。）。
- (iii) プレイヤーが記録した記録画面内の遊技記録は、加盟店舗や他のプレイヤーに共有されることはなく、プレイヤーのみが閲覧・利用することができる。
- (iv) 念の為付言すれば、店舗内遊技記録に用いるデータは、記録画面において保存されるデータとは別個のものであり、いずれかのデータが入力・書換え・保存されることにより、もう一方のデータが入力・書換え・保存されることはない。すなわち、店舗内遊技記録に用いるデータは、店舗から当社に対して提供された情報をクラウド上において記録・保存するデータ（データ A）であり、プレイヤーが店舗内にいる場合のみ、本件アプリで参照することが可能となっている。一方で、記録画面において保存されるデータ（預入チップ数等のプレイヤーが記入した遊技記録のデータ）は、上記クラウド上に記録・保存されるデータ（データ A）とは連携しておらず、プレイヤーが独自に本件アプリ内に記録・保存した情報の提供を受けて当社がクラウド上において記録・保存するデータ（データ B）であり、店舗内遊技記録に用いるデータ（データ A）とは異なる。
- (v) 記録画面に保存された遊技記録のデータ（預入チップ数の記録を含むが、これに限られない。）については、当社又は加盟店舗に対するチップの預入れの証票としての使用その他いかなる用途にも用いることはできない。当該遊技記録は、自由に編集でき、内容の真実性についての客観的な裏付けは何ら存在しないため、プレイヤーや加盟店舗を始めとする全てのポーカー店舗ないし、オンラインゲーム等において何らかの利用がなされることも想定されない。

④ 記録画面内の遊技記録の入力方法については、以下の二案を検討している。

【案(a)】

プレイヤーは、手入力によって本件アプリの記録画面に遊技記録を記録することができるほか、本件アプリ内の店舗内遊技記録の画面において、預入チップ数を含めた遊技記録として表示される数値をスマートフォン等の画面上でタップすると、当該数値をコピーすることを可能とする。そして、プレイヤーは、自身で本件アプリ内の記録画面に遷移した後、当該画面の遊技記録記入欄において、スマートフォン等に搭載されているペースト機能を利用して、先にコピーした数値を貼り付けることができる。

【案(b)】

プレイヤーが手入力によるほか、プレイヤーが加盟店舗内に在店している場合は、いつでも本件アプリ内の店舗内遊技記録の画面に表示されるアシスト機能（以下「アシスト機能」という。）のボタンを押下することで、店舗内遊技記録としてその時点で店舗内遊技記録の画面に表示されている遊技記録を、記録画面に自動的に入力することを可能とする。

アシスト機能は、あくまでプレイヤーによる記録画面への遊技記録の入力の負担を軽減する目的で提供されるものであり、反映された情報をプレイヤーが手入力により修正・追記・削除の編集を加えることは可能である。

(3) 事業活動の実施場所

全国

4. 新事業活動の実施時期

2026年3月

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）
（抄）

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。

2 （略）

3 第一項第三号及び第四号の規定は、第二条第一項第五号の営業を営む者について準用する。

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）
（令和6年警察庁丙保発第7号、丙人少発第36号）

第17 風俗営業の規制について（法第9条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条の2、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条関係）

12 遊技場営業を営む者の禁止行為

(2) 営業所ごとの会員カード等を利用して当該営業所内のコンピュータ等において当該会員が獲得した遊技球等の数量を管理する場合において、当該数量を当該会員カード等に電磁的方法その他の方法により記録することをしないものは、法第23条第1項第4号にいう書面には当たらない扱いとする。

(4) 法第2条第1項第5号の営業を営む者が、遊技の結果獲得した得点、数量等を直接又は度その他の単位に換算して電磁的方法（電子的方法、電磁的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録した媒体を発行し、又は交付することは、法第23条第3項で準用される法第23条第1項第4号に違反する。

6 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

本件アプリの本件機能の提供は、上記3.(2)④の案(a)及び案(b)までのいずれの場合であっても、当社及び加盟店舗が、風営法第23条第3項により5号営業を営む者に準用される同条第1項第4号に規定する「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること」に該当しないことを確認したい。

<当社の考え方>

本件アプリにおける本件機能の提供は、案(a)及び案(b)のいずれの場合であっても、以下の理由から、当社及び加盟店舗が、風営法第23条第3項により5号営業を営む者に準用される同条第1項第4号に違反するものではないと考える。

本件機能の提供主体はあくまで当社であるところ、当社は、上記1. 記載のとおり、ポーカー店舗の運営事業は行っておらず、5号営業を営む者に該当しない。風営法第23条第1項第4号は「法第2条第1項第5号の営業を営む者」を規制対象の主体として規定しているため、当社はこれに該当せず、同規定に違反しない。

そして、加盟店舗の関与は、案(a)及び案(b)のいずれにおいても当社に対して店舗内遊技記録の基礎となるデータを提供するにとどまっている。いずれにおいても加盟店舗自身による遊技記録に係る書面の発行や本件アプリ上での表示が行われているものではないため、加盟店舗によって「客に発行」（風営法第23条第1項第4号）していると評価されるような行為が行われているとはいえず、加盟店舗においても風営法第23条第1項第4号の違反はないと考えられる。

7. その他

特になし

以上